

選挙運動費用の公費負担制度について

1. 公費負担制度とは

お金のかからない選挙を実現するとともに、立候補しやすく、立候補した人が公平に選挙運動できるように、一定の範囲で立候補者の選挙運動費用の一部を公費で負担する制度です。

地方選挙の公費負担は都道府県や市の選挙に限られていましたが、令和2年6月の公職選挙法の改正により、町村長・町村議会議員選挙まで拡大されました。

町では、令和5年4月執行予定の町議会議員選挙から適用されます。

2. 公費負担の種類

選挙運動費用に関する公費負担制度については、法及び条例で上限等の基準が定められています。

公費負担の対象となるものは、次の3種類です。

- (1) 選挙運動用自動車の使用
- (2) 選挙運動用ビラの作成
- (3) 選挙運動用ポスターの作成

3. 対象となる候補者

この公費負担制度においては、町が公費負担する候補者は供託物が没収点以上の得票を得た候補者に限られます。（供託物を没収される候補者は、全て自己負担となります。）

●供託物没収点

- ・町長選挙の場合 $\text{供託物没収点} = \text{有効投票総数} \times 1 / 10$
- ・町議会議員選挙の場合 $\text{供託物没収点} = \text{有効投票総数} \div \text{議員定数} \times 1 / 10$

4. 公費負担の限度額

(1) 選挙運動用自動車の使用

契約方式	限度額（1日当たり）	選挙運動期間	限度額	
一般運送契約方式 （ハイヤー契約）	64,500円	5日間	322,500円	
個別契約方式	自動車借入契約		16,100円	80,500円
	燃料供給契約		7,700円	38,500円
	運転手雇用計画		12,500円	62,500円

※「一般運送契約方式」と「個別契約方式」のいずれかを選択

※選挙が無投票となった場合は、届出日（告示日）1日のみが対象となります。

(2) 選挙運動用ビラの作成

選挙区分	上限枚数	上限単価	限度額
町長選挙	5,000枚	1枚当たり7円73銭	38,650円
町議会議員選挙	1,600枚		12,368円

※1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とします。